

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事の施行の場所は、下表に示す区間とします。

表 3-1 河川工事の施行の場所

	本支川 の別	工 事 区 間	区間 延長 (km)
本村川	一次(支)	①加念橋から上流 0.6km ②加屋橋から上流 0.3km ③浜田橋から下流 1.3km	0.6 0.3 1.3
大土川	一次(支)	①高田原橋から上流 1.2km	1.2
江の川	本川	①川東大橋から上流 2.9km ②小長者橋から下流 6.0km ③新庄大橋から上流 4.0km	2.9 6.0 4.0
志路原川	一次(支)	①支川 ^{じめん} 地面川合流点付近から上流 3.3km	3.3
多治比川	一次(支)	①江の川合流点から 5.2km(奈良谷 ^{ならだに} 川合流点)	5.2

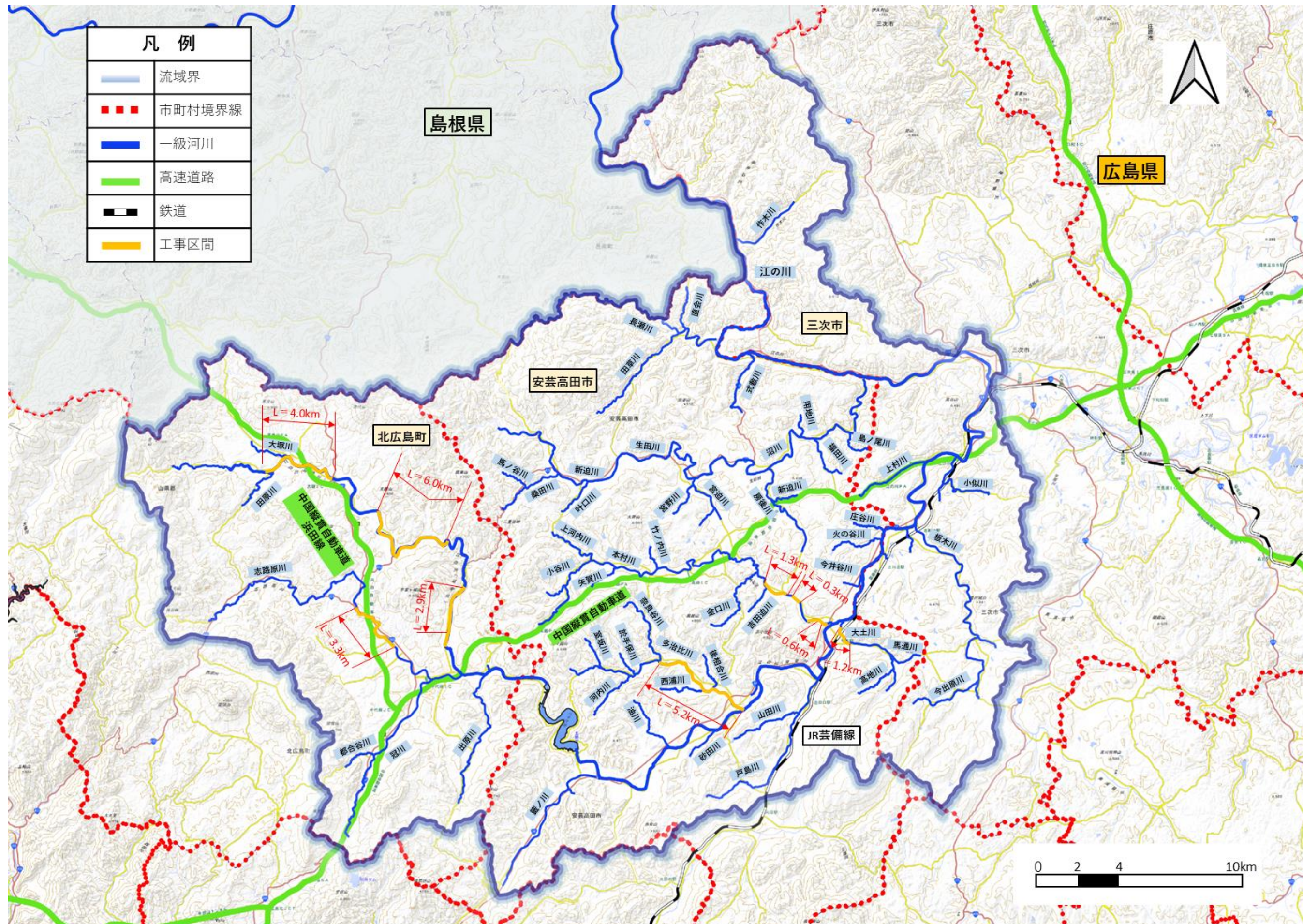


図 3-1 河川工事施行場所位置図

(1) 本村川

加念橋から上流 0.6 km 区間、加屋橋から上流 0.3 km 区間、浜田橋から下流 1.3 km 区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、安芸高田市甲田町上甲立地区、浅塚地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

なお、河川改修に際しては、県の史跡である五龍城跡、県の天然記念物である唯称庵跡のカエデ林を保全することとします。護岸については、歴史的遺産に配慮し自然材料などを用いることとします。

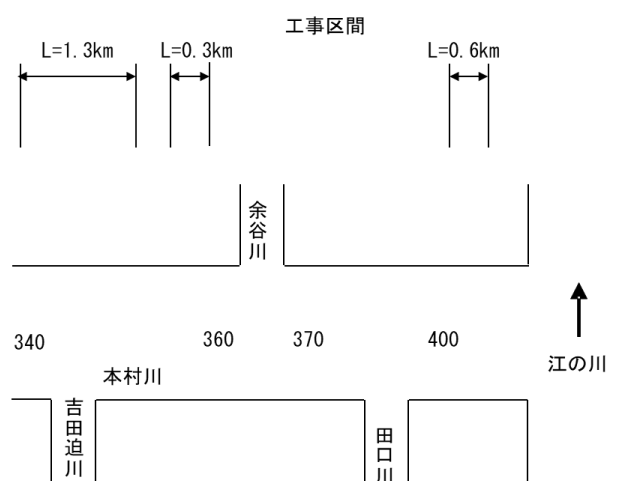


図 3-2 流量配分図 (m^3/s)

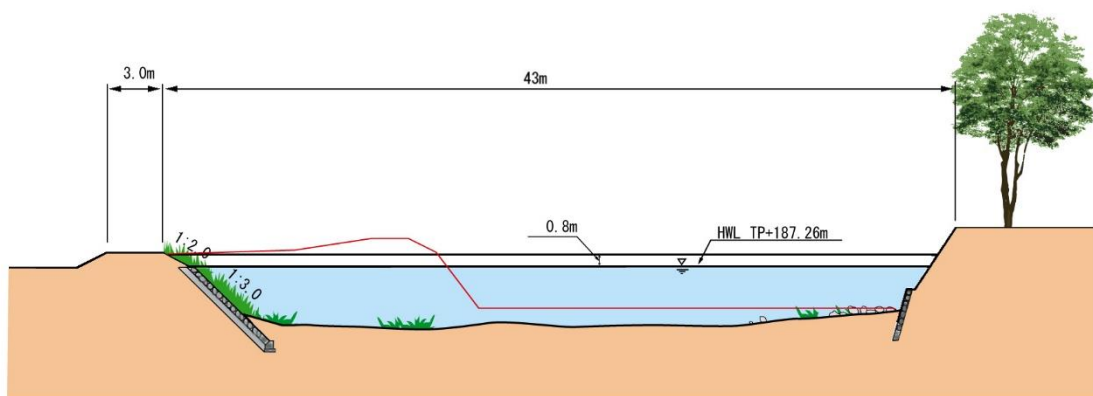


図 3-3 横断面図（唯称庵跡付近）

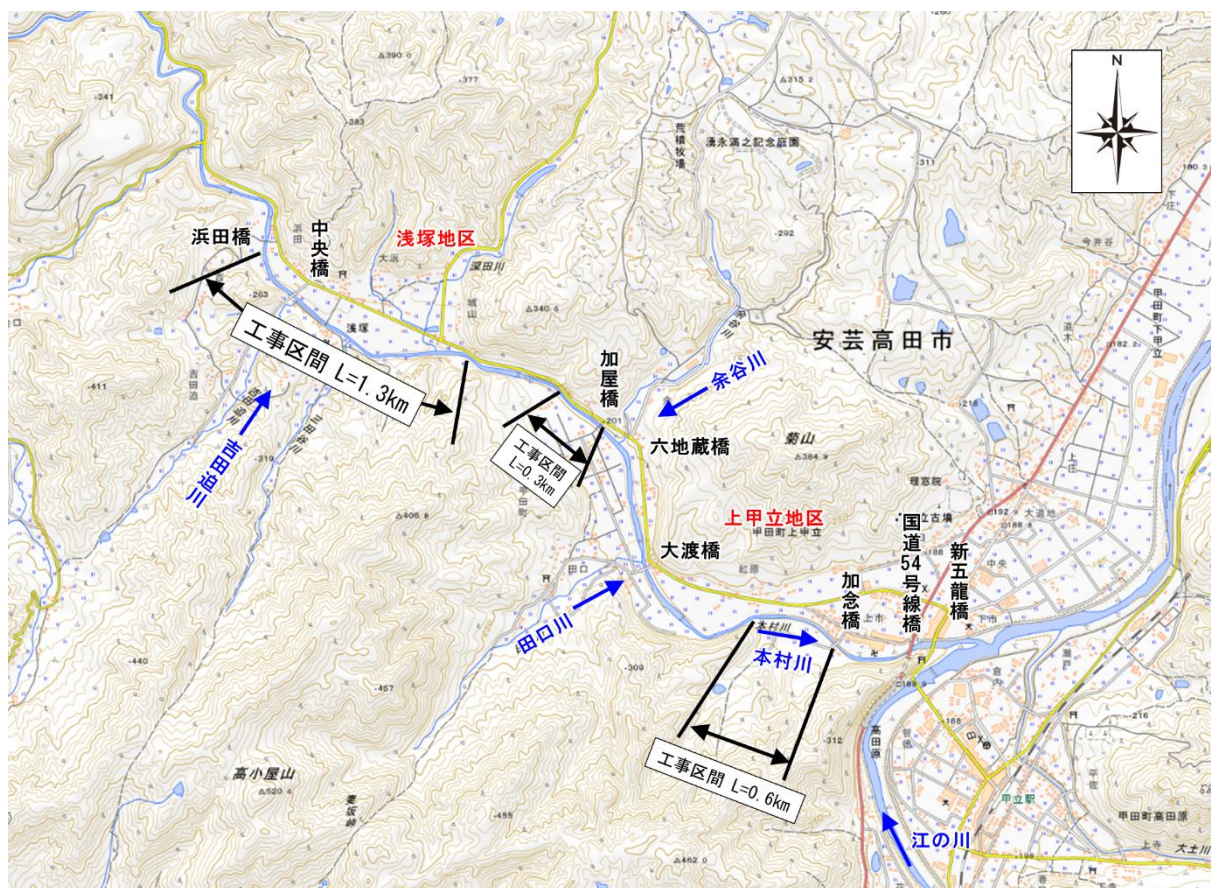


図 3-4 平面図(本村川)

(2) 大土川

高田原橋下流から上流 1.2 km 区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、安芸高田市甲田町高田原地区、寺上地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

なお、河川改修に際しては、ホタルの生息が確認される区間では、ホタルが孵化できるように寄り州や植生が可能な護岸を設け、陸域との連続性を確保することを図ります。また、オオサンショウウオの生息が確認される区間では、生息・生育環境を保全するために巣穴を設置します。現況の河床は、ミゾソバ、ツルヨシなどの植生が広がり、転石が散在する良好な河床となっているため、極力現況の河床形態の復元を図ります。

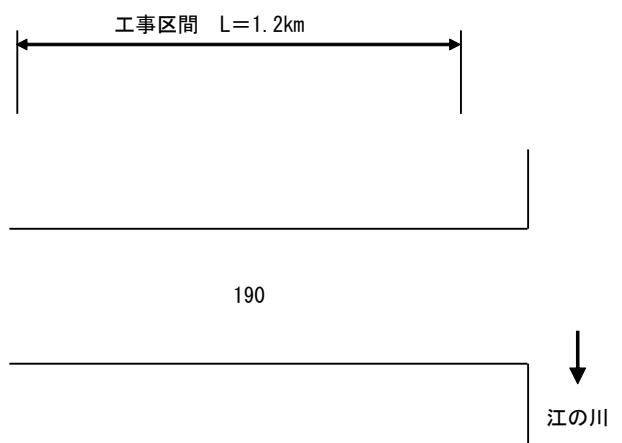


図 3-5 流量配分図 (m³/s)

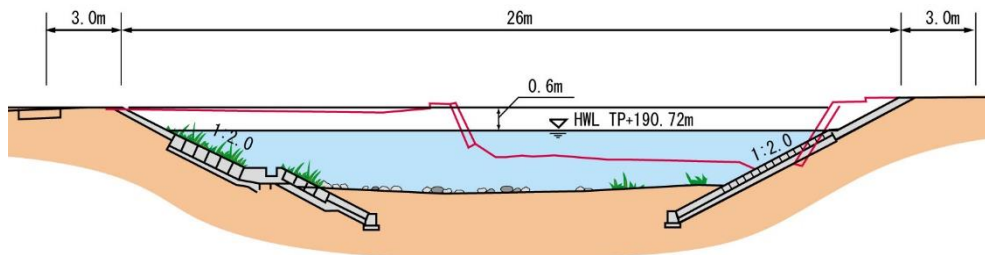


図 3-6 横断面図（横川橋付近）

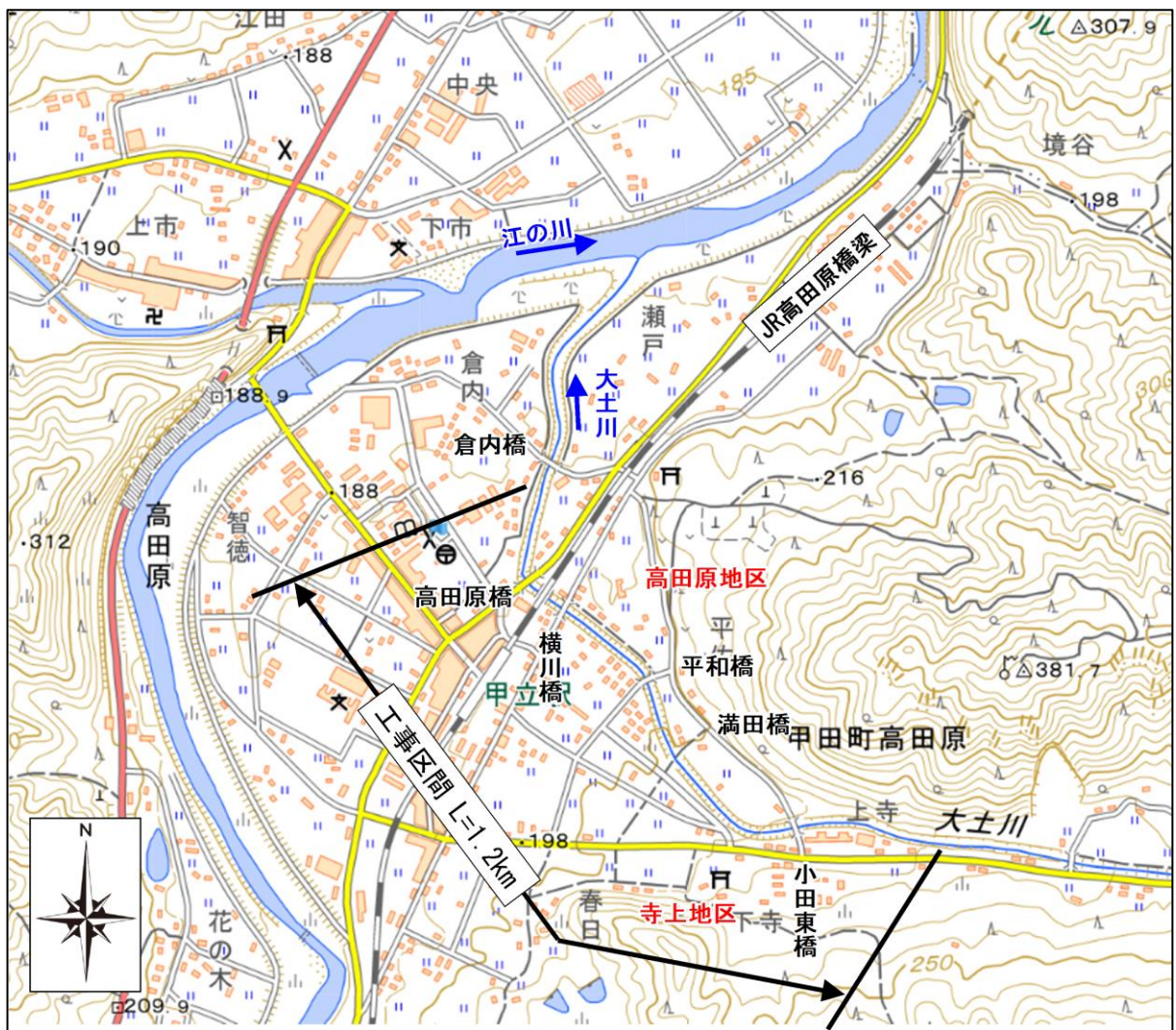


図 3-7 平面図（大土川）

(3) 江の川

江の川本川においては加念橋から上流 2.9 km、小長者橋から下流 6.0 km、新庄大橋下流から上流 4.0 kmの区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、北広島町壬生地区、川東地区、川西地区、川戸地区、新庄地区、大朝地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

河川改修に際しては、動植物の生息・生育環境の保全を図るため、植生の回復を図れる材料を護岸に使用し、河床に寄せ石を設置します。また中流～上流域において確認されているオヤニラミなどの希少種にも配慮して、淵や淀みなど、極力現況の河床形態の復元を図ります。

また、魚釣りのためのステップを要所に設け、子供でも安全に釣りを楽しむことができるようにします。

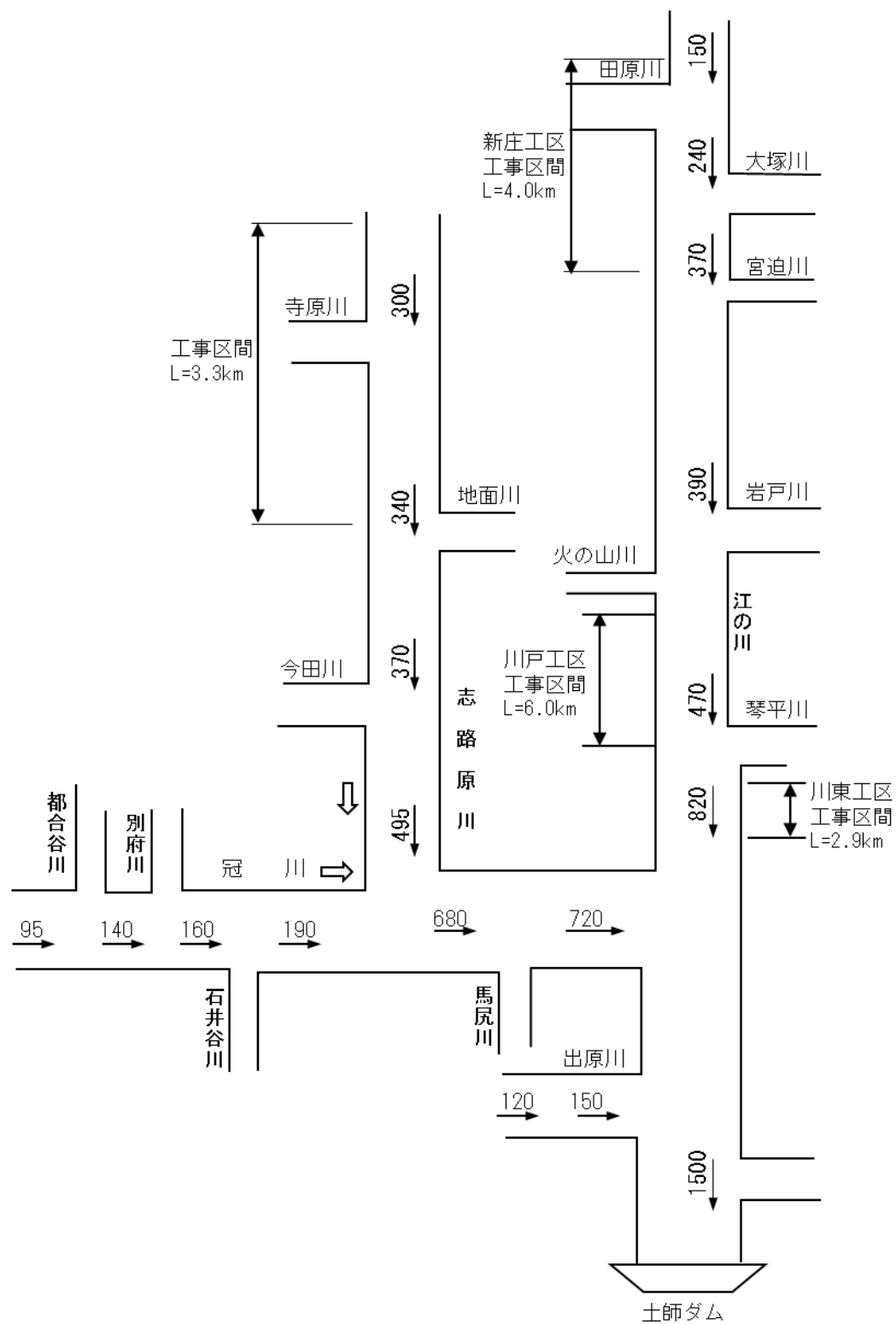


図 3-8 江の川流量配分図 (m³/s)

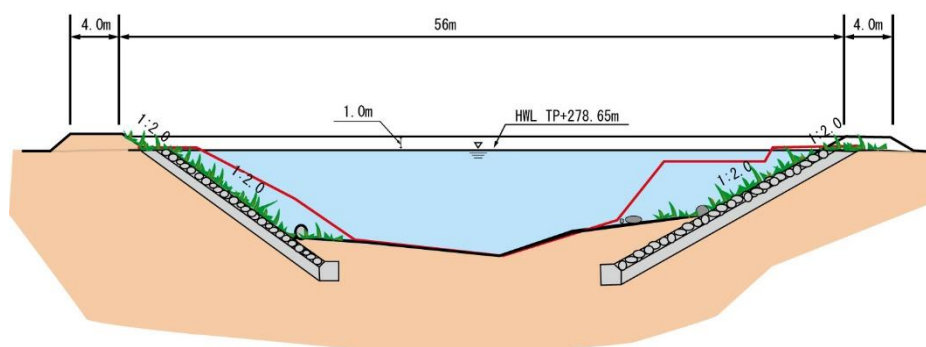


図 3-9 横断面図（川東工区、野賀橋付近）



図 3-10 平面図（川東工区）

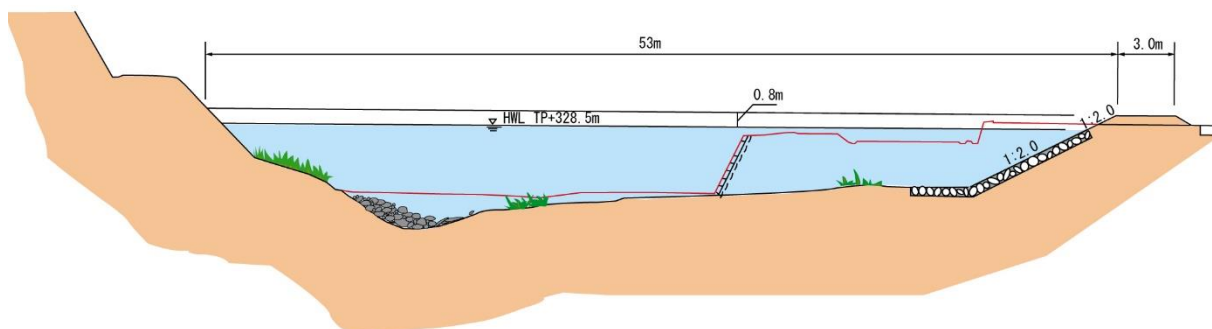


図 3-11 横断面図（川戸工区、長原橋付近）

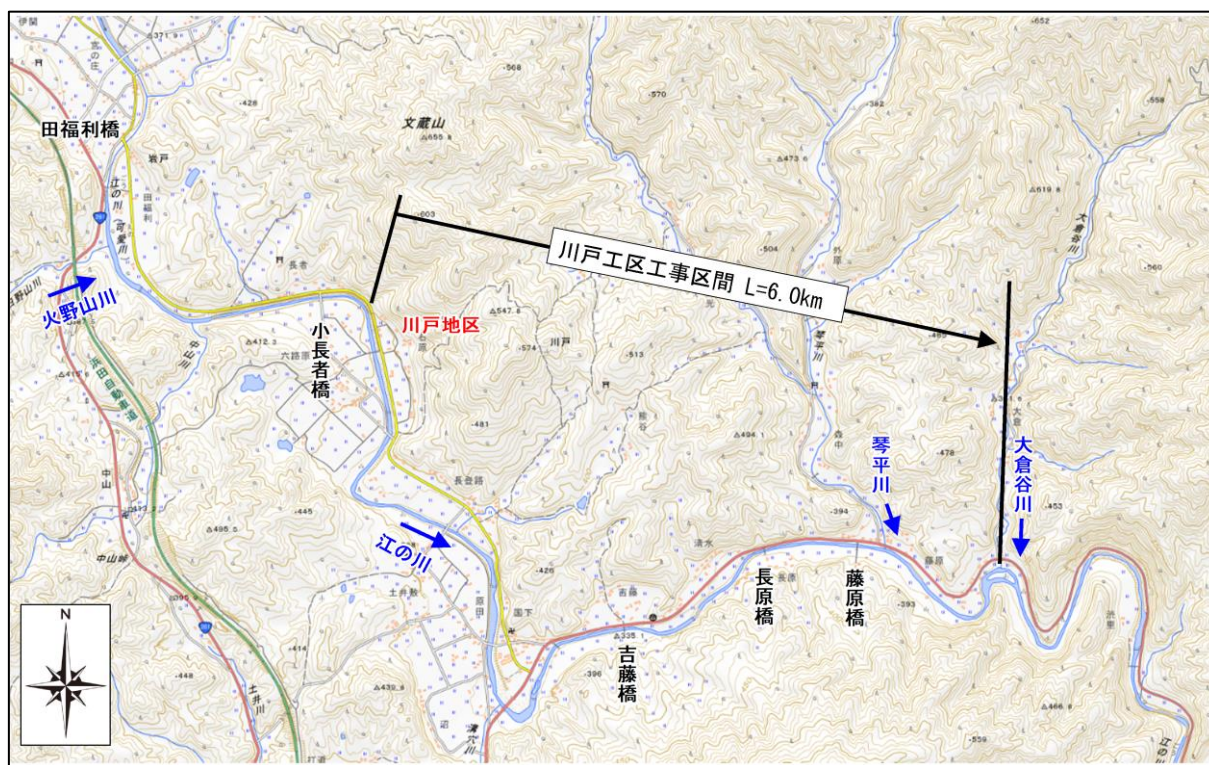


図 3-12 平面図（川戸工区）

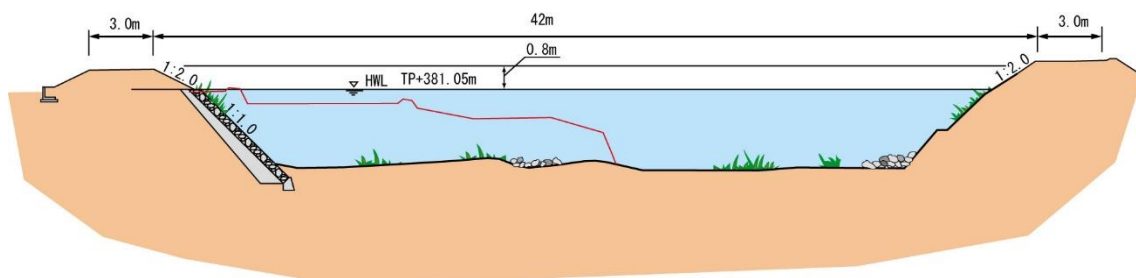


図 3-13 横断面図（新庄工区、脇原橋付近）

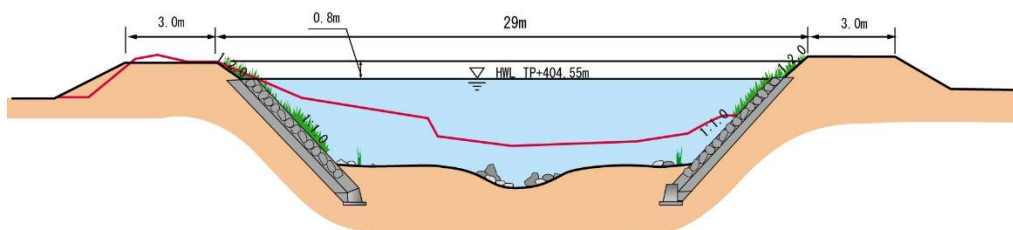


図 3-14 横断面図（新庄工区、亀尻橋付近）

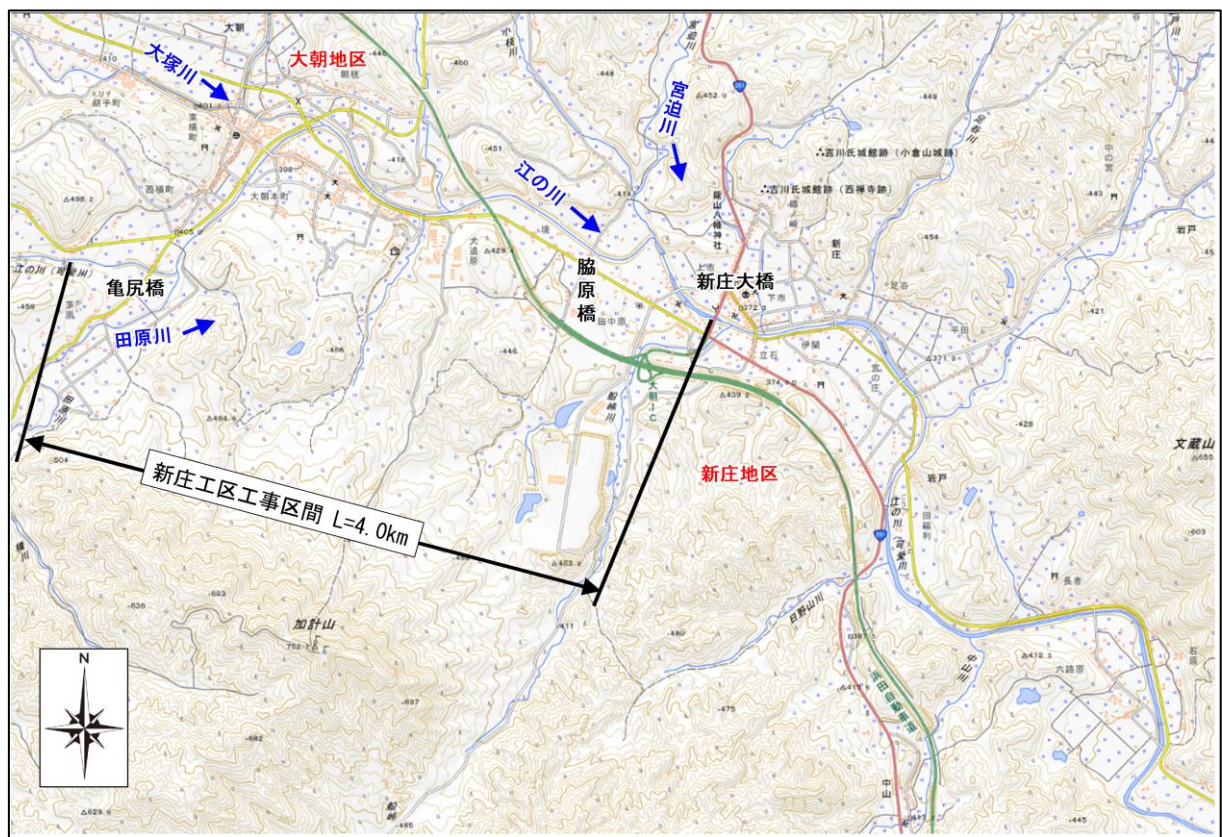


図 3-15 平面図（新庄工区）

(4) 志路原川

志路原川については、地面川合流点から上流 3.3 km 区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、北広島町有間地区、春木地区、蔵迫地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

河川改修に際しては、ゴミをはじめとした溪流魚など水辺の動植物の生息・生育環境を保全するために、極力現況の河床形態の復元を図ります。また、現況の自然環境を早急に回復するように、植生が可能な材料を用いて護岸を整備します。

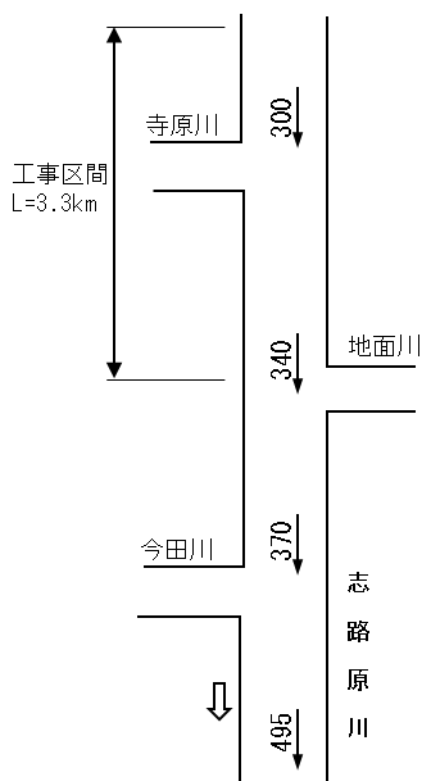


図 3-16 志路原川流量配分図 (m³/s)

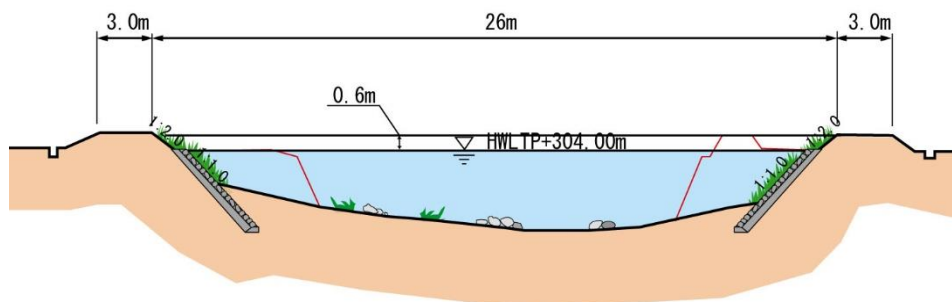


図 3-17 横断面図（上春木橋付近）

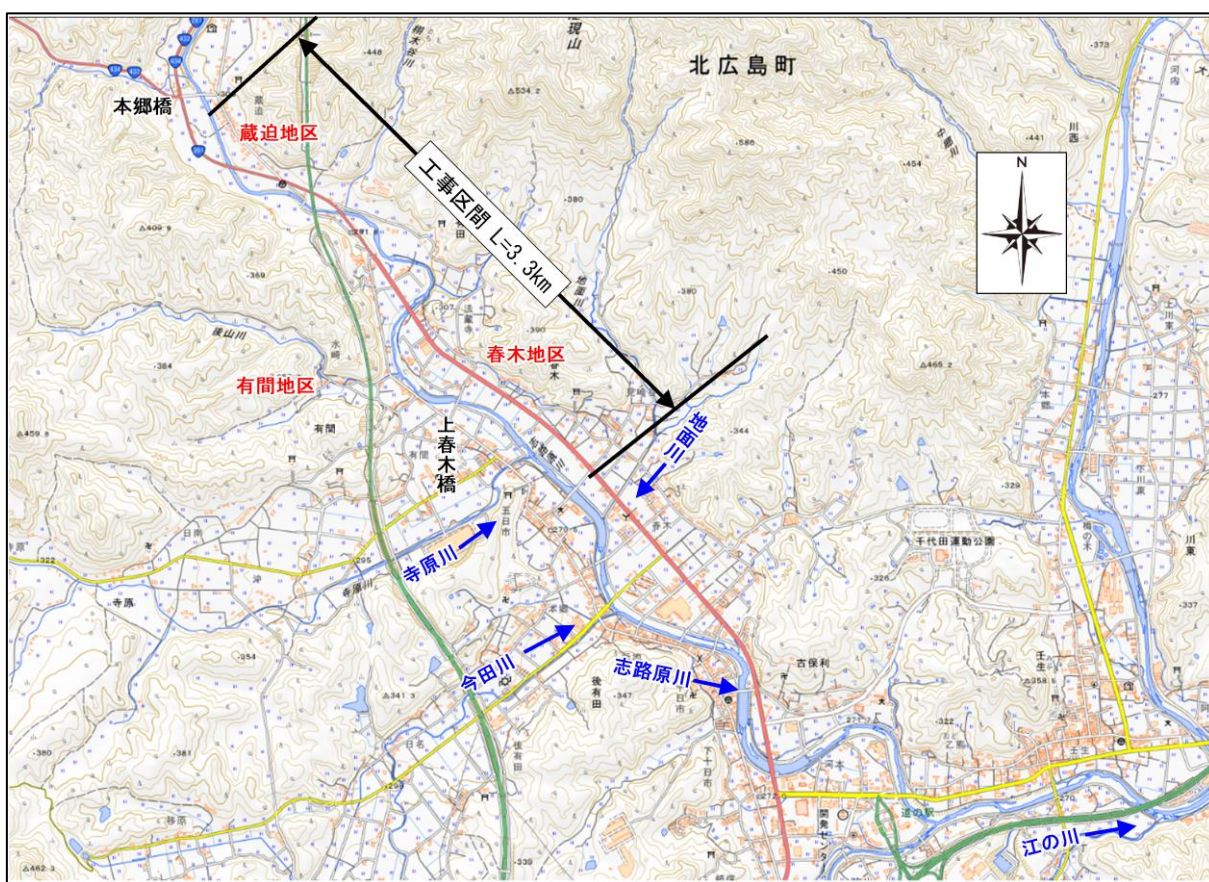
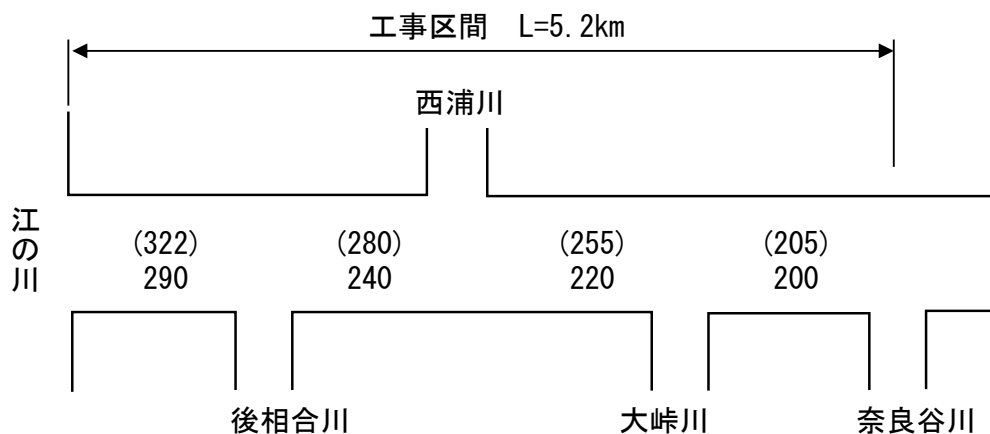


図 3-18 平面図（志路原川）

(5) 多治比川

江の川合流点から奈良谷川合流点までの 5.2 km 区間について、主に河道拡幅や河床掘削により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、年超過確率 1/30 程度の規模の洪水に対して安全に流下できるようにするとともに、令和 3 年 8 月洪水に対して、浸水被害の防止を図ります。

なお、河川改修に際しては、水辺の動植物の生息・生育環境を保全するために、極力現況の河床形態の復元を図ります。



(上段：令和 3 年 8 月洪水の流量、下段：計画高水流量)

図 3-19 流量配分図 (m^3/s)

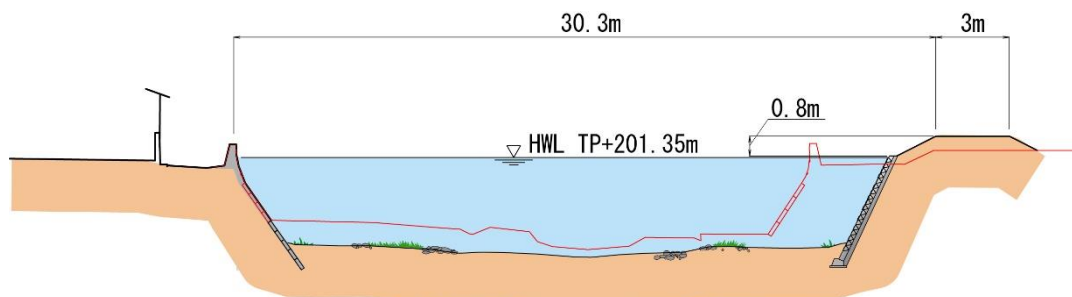


図 3-20 横断面図（稻田橋付近）

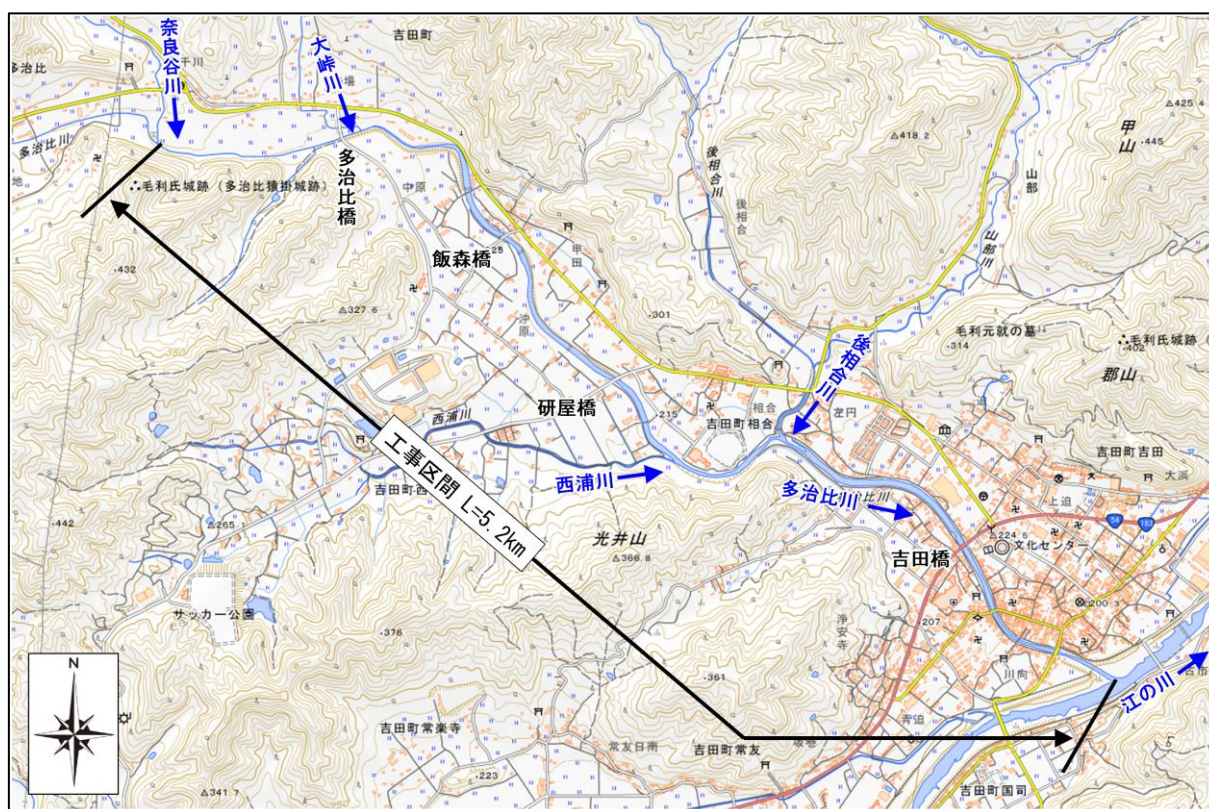


図 3-21 平面図（多治比川）

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理については、災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点から、河川の機能が十分に発揮されるよう適切な実施に努めます。

特に、洪水に対する安全性の確保については、別途定めた河川維持管理計画に基づき、河川巡視や点検を実施し、異常や損傷の早期発見や状態把握に努め、必要な維持管理対策を行うことで、効率的・効果的な施設の機能を維持します。

また、デジタル技術の活用などにより、河川管理の高度化に取り組むほか、河川アダプト活動の支援など、住民との協働による良好な河川環境の維持にも積極的に取り組みます。

3.2.2 河川維持の種類及び施行の場所

広島県知事管理区間においては、以下の河川維持を行います。

(1) 流下能力の維持

令和3年8月洪水の流量で家屋浸水被害が発生する出原川、冠^{いではら}川、庄谷^{かんむり}川および都合谷^{しょうや}川などについて、暫定的な護岸のかさ上げを実施するなど、家屋浸水被害の軽減に努めます。

(2) 河道の維持

長期の間に、又は出水により、土砂が堆積し洪水の流下の阻害となるなど治水上支障となる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削など必要な対策を行います。また、出水等による河床の低下は、護岸等構造物の基礎が露出すると危険なため早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

(3) 護岸、堤防の維持

護岸、堤防等の河川管理施設については、法崩れ、亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

さらに、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、長寿命化計画を策定するなど、必要に応じて老朽化対策を行います。

(4) 植生の維持

良好な河川環境の保持を図る必要がある箇所の草刈りや植樹の管理は、市町村及び地元住民と協力して行います。

(5) 自然と景観の維持

峡谷や溪流に代表される貴重な自然景勝地を保全するため、関係機関と連携して必要な保全対策を行います。

(6) 濁水流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川景観等への配慮から、これを防止または、軽減するよう努めます。